

## 八ッ場ダム住民訴訟通信-90

2013年8月10日発行

### 裁判長「もう少し審理を尽くしたい」

#### あからさまな“行政への肩入れ” 反省か？ 取あえずの繕いか？

去る7月12日、第2回口頭弁論の冒頭、園尾裁判長は表記の発言をして開廷しました。前回「これをもって終わりにしたい」との強硬発言の後ですから歓迎すべきですが、いかにも不可解。理由は「消去法でやったらそうなった」とますます不可解。茨城弁護団の話では、こちらが審議の続行を申し入れに行ったら、“渡りに船”と応じてくれた。とのこと。良心に恥じたのか。戦略の変更か。ともかく審議は続行されました。

谷萩弁護士は、水戸地裁判決以降に生じている利水状況の変化・事実について立証する必要がある。嶋津、古沢両人の証人尋問を是非実施されたい。また、治水関係の証人が認められないならば、それに代えて国に対して調査囑託を、茨城県に対しては求釈明(前号で紹介)を行い、尋問に代えたいと主張しました。

#### この裁判を何故しているのか私のぼんやりした頭では分からない。伴弁護士妄言&暴言。

この成り行きに県側の伴弁護士は「本来は前回で終わった筈ではないか」と不満たらたら暴走を始めました。①茨城県の利水状況がどうあろうが、国からの支払い通知に些かの差支えはない。茨城県には関係ないのだ。②たかだか20人か19人の県民のために何故こんな裁判をするのか、私のぼんやりした頭では理解できない。③今日は前の通り終わりにして欲しい。等等(編者要約)。ここで裁判長は休廷を宣言。

伴発言に傍聴席から「そんなに嫌なら弁護を引き受けなければ良かったじゃないですか。何で引き受けたのですか。お金ですか？」の声。騒然。伴弁護士に声なし。

#### 嶋津・古沢の両証人の尋問実現。県側の証人の呼び出しは却下。

10分後法廷は再開。園尾裁判長は「合議の結果、次回は証人調べをしたいと思う」と述べ、利水問題の証人として嶋津暉之さん、古沢喜幸さん(土浦市議)の申請を採用しました。ただ県側の利水関係職員の証人申請は却下。調査囑託、求釈明も却下されました。

※調査囑託：基本高水の算出根拠、カスリーン台風の想定流量と実績流量の乖離はこれまで二転三転し、幾度となくその欺瞞性を指摘したが、被告側はまともな回答をしてこなかった。故に裁判所をして国を調査して事実関係を明らかにしよう委託(囑託)したものだ。

#### 年度内判決へ。次回証人尋問。次々回最終弁論・結審。

裁判長は次回証人尋問を入れる条件として次々回で結審したい旨発言。そのため2回分の裁判期日を決めました。明年3月までに判決を出すことが予想されます。

#### ■第3回茨城控訴審口頭弁論

日時:10月8日(火)午後3時 場所:東京高裁825号法廷

#### ■第4回茨城控訴審口頭弁論・結審

日時:12月19日(木)午後3時30分 場所:東京高裁825号法廷

両期日とも傍聴券の発行になります。発行時間が分かりましたらお知らせいたします。

裏面へ続く

## 被告側証人(国・県の担当者など)の尋問却下という“真実の隠ぺい”。 行ったらどうなるか。思川裁判控訴審の惨状。

ハッ場ダム裁判は治水・利水ともに虚偽と疑惑にまみれた裁判といえます。誰が考えても治水ならその計画担当者、利水なら利水の計画担当者の証言を聞くことが真実に迫る最善の道であることは明らかです。しかしすでに判決の出た東京にしても、口頭弁論に入った千葉、茨城にしても、すべて被告側証人の申請は却下されました。何故、真実を明かすべき裁判所が真実への道を閉ざすのか。それは司法が行政を裁けないから…。

では、被告側証人を尋問したらどうなるか。栃木の思川裁判がその“壮大な実験”をしてくれました。結果は気の毒なほどの体たらく。栃木裁判の田村裁判長が“お人よし”なのか。東京・千葉・茨城の裁判長が“お利口”なのか。結果は思川裁判の判決を見なければ分かりませんが、ともかく避けたい気持ちは痛いほど分かる惨劇でした。

### 7月17日思川控訴審。印南証人(県土整備部次長)への県側平野弁護士の尋問(要約)

- ① 事業の参画は平成13年に栃木市など10市町村に要望を確認して決めた。
- ② 栃木の県南地域は地下水依存度が高く地盤沈下が激しい。放置すれば道路や建築物に深刻な被害を及ぼす。
- ③ 地下水は表流水に比べ汚染し易く回復も難しい。具体的には飲料水に適さなくなる。
- ④ 地下水は平成42年度に依存度を42%とし、中間目標を65%としている。

### 大木弁護士の反対尋問と嶋津証言(要約)

- ① 市町村の要望を根拠としているというが、新聞報道では都賀町は「要望していない」と言っているが知っているか。→印南「承知していない」  
栃木市長は議会答弁で「県の検討案に理解を示したからといって将来ダム水を買う義務は無い」としているが。→印南「可能性がゼロとは言えない」
- ② 地下水の汲み上げの内農業用水は64%、上水は20%だ。5月～8月に揚水量が増えると言うが、地盤沈下の原因は農業用水ではないのか。→印南「その通りだ」  
地盤沈下で道路や建造物に深刻な被害を及ぼしたことはあるのか。→印南「ない」
- ③ 地下水の汚染事故が多いと言うが、一般の浅井戸ではないか。水道用は深井戸だ。これまで事故はあったのか。→印南「ない」  
最近の上水道の汚染は2011年の福島原発事故の放射能汚染と、2012年の利根川のホルムアルデヒドではないか。表流水の方が汚染し易いのではないか。→印南「その通りだ」
- ④ 地下水の比率を中間目標65%としているが、小山市を加えれば現時点で66%だ。意図的に外したのではないか(嶋津証言)→反対尋問できず。

以上はごく一部に過ぎません。大木弁護士の反対尋問70分、嶋津証言の40分、合わせて1時間50分、印南証人(県土整備部次長)はまさに袋叩きの惨劇でした。最後に県側の嶋津証人への反対尋問「あなたは栃木県民ではないですね」。

仮に茨城裁判が県側の欺詐になれば、県の担当者は欠席裁判で負けたことになります。これで納得がゆくのだろうか。まっそれだけ司法を信頼しているのでしょうか!?

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局: 神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯: 090-4527-7768